の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号。以下「旧独立行政法人農業生物資源研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業生物資源研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）及び旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（平成二十六年独法整備法第百五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号。以下「旧独立行政法人農業環境技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）」を加え、同条第五十号中「平成二十六年独法整備法」を「旧国立研究開発法人水産総合研究センター法第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター及び平成二十六年独法整備法」に、「除き、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センターを含む。）」を「除く。）を含む。）及び旧水産大学校（同日までの間におけるものを除く。）」に改め、同条第百六十八号及び第百六十九号を次のように改める。

百六十八及び百六十九　削除

第九条の四第三十九号中「含む。）」の下に「並びに旧種苗管理センター、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（旧独立行政法人農業生物資源研究所法第二条の独立行政法人農業生物資源研究所を含む。）及び旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（旧独立行政法人農業環境技術研究所法第二条の独立行政法人農業環境技術研究所を含む。）」を加え、同条第四十号中「旧独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センター」を「旧国立研究開発法人水産総合研究センター法第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター」に、「を含む。）」を「及び旧独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センターを含む。）及び旧水産大学校」に改め、同条第百十五号及び第百十六号を次のように改める。

百十五及び百十六　削除

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第七条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十九号を第十五号とする。

別表第三中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　国立研究開発法人水産研究・教育機構

別表第三中第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げる。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第八条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り上げる。

第三十一条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　国立研究開発法人水産研究・教育機構

第三十一条第二項中第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第二十九号までを三号ずつ繰り上げる。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、「、国立研究開発法人農業環境技術研究所」、「、国立研究開発法人農業生物資源研究所」、「、独立行政法人種苗管理センター」及び「、独立行政法人水産大学校」を削る。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　国立研究開発法人水産研究・教育機構

別表中第二十二号を削り、第二十三号を第十九号とし、第二十四号から第三十七号までを四号ずつ繰り上げる。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号及び第三十二号を削り、第三十三号を第二十九号とし、第三十四号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　国立研究開発法人水産研究・教育機構

別表第二中第三十五号を削り、第三十六号を第三十二号とし、第三十七号から第四十六号までを四号ずつ繰り上げる。

（種苗法施行令の一部改正）

第十二条　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、国立研究開発法人農業生物資源研究所」を削り、「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。